

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	ベナン共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とベナン共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	1,000,000千円 -----	H25.3.18 コトヌで (同日)	日本側 塚原大貳在ベナン 大使 ベナン側 ナシル・バコ・ アリフアリ外務・アフリ カ統合・仏語圏・在外ベ ナン人大臣	H25.4.4 112号
ベナン	食糧援助に関する日本国政府と ベナン共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	430,000千円 H26.3.31まで	H25.11.29 コトヌで (同日)	日本側 塚原大貳在ベナン 大使 ベナン側 ナシル・バコ・ アリフアリ外務・アフリ カ統合・仏語圏・在外ベ ナン人大臣	H25.12.13 377号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。